

生活困窮者自立支援法施行規則

平成27年 2月 4日厚生労働省令第16号

改正：令和 2年 4月20日厚生労働省令第86号（生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月20日	
<p>（法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由）</p> <p>第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合とする。</p> <p>◆追加◆ ◆追加◆</p>	<p>（法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由）</p> <p>第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合</p> <p>二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 4月20日	
<p>（法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）</p> <p>第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年を経過していないものであること。</p> <p>二 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。</p> <p>三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及</p>	<p>（法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）</p> <p>第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。</p> <p>イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年を経過していない者</p> <p>ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日</p>

<p>び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。</p> <p>四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。</p> <p>五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。</p>	<p>の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者</p> <p>二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。</p> <p>イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者</p> <p>ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者</p> <p>三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。</p> <p>四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。</p> <p>五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。</p>
<p>－その他－</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月20日</p>	
<p>様式 [省略]</p>	<p>様式 [省略]</p>
<p>－改正法・附則・題名－ ～令和 2年 4月20日 厚生労働省 令 第86号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月20日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・四・二〇厚劳令八六）</p>
<p>－改正法・附則－ ～令和 2年 4月20日 厚生労働省 令 第86号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月20日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>

-改正法・附則- ～令和 2年 4月20日 厚生労働省 令 第86号～	
施行日：令和 2年 4月20日	
◆追加◆	<p>(経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p>
